

公益社団法人神奈川県柔道整復師会 理事報酬等及び費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款32条の規定に基づき、公益社団法人神奈川県柔道整復師会（以下「本会」という。）の理事報酬等及び費用、支給基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 理事とは、常勤及び非常勤の理事をいう。
- (2) 常勤理事とは、社員総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務地とするものをいい、非常勤理事とは、常勤理事以外の者をいう。ただし、当面非常勤理事のみとする。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、理事の職務執行の対価として報酬及び執務費を支給することができる。

- 2 前項の報酬は月額、執務費は日額とし、毎月一定の日に支払う。
- 3 理事の報酬は月額とする。
- 4 理事の賞与は支給しない。
- 5 理事の退職にあたっては、退職手当を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 理事の報酬の総年額は、別表1「理事の年間報酬総額」に定める金額の範囲内とし、会長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

- 2 理事の報酬月額は、前項により決定された年間報酬額の12分の1とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、法令に基づき報酬等から控除すべき金額がある場合には、その理事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 理事の申し出により、前項の支払は、理事の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(交通費)

第6条 理事には、その職務執行の実態に応じ、交通費を支給する。

(費用)

第7条 本会は、理事がその職務の執行に当たって負担した費用については、請求後遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 「理事の年間報酬総額」

1,000万円までの範囲内